

○防衛省告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和三年二月五日次のとおり決定された。

令和三年二月十日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地…約五平方メートル

三沢市が下水道管路用地として共同使用する。

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

国有

土地…約一、〇〇〇平方メートル

西日本高速道路株式会社九州支社佐世保  
工事事務所が資機材搬入及びクレーン作  
業敷地として共同使用する。

使用期間…令和四年六月一日から令和五  
年三月三十一日までの間

六〇一一 キャンプ・ハンセン

沖縄県国頭郡金武町

国有

土地…約三二〇平方メートル

公有

土地…約二〇平方メートル

民有

土地…約七七〇平方メートル

金武町が上下水道の整備用地等として共  
同使用する。

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

三〇〇四 赤坂プレス・センタ 東京都港区 国有 工作物…困障等

― 保安施設として追加提供する。

三〇一三 横田飛行場 福生市、東京都西多 国有 工作物…舗床

摩郡瑞穂町 舗床として追加提供する。

三〇八三 厚木海軍飛行場 大和市 国有 土地…約二〇、〇〇〇平方メートル

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和三年二月五日から同年九

月三十日までの間

海上自衛隊厚木航空基地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。この場合に

において、合衆国軍隊がこの施設及び区域

を使用している期間中は、地位協定の関

連ある条項が適用される。

工作物…下水等

防災施設として追加提供する。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

◎新規提供

施設番号

施設名

所在地名

所在地名

所有関係

摘

要

四一七三 徳島飛行場

徳島県板野郡松茂町

国有

土地…約二七、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約二、二〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…令和三年二月十日から同月十

五日までの間

海上自衛隊徳島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。